平成２５年（フ）第６号
栃木県矢板市木幡1169番地　グリーンパルＴＯＭＯ　Ａ―102号
債務者　小山　千春（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２２号
栃木県栃木市藤岡町太田627番地
債務者　上岡　照行
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７２１号
東京都大田区大森北６丁目23―25―501
債務者　関澤　　厚
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６号
東京都世田谷区北烏山１丁目55―９―109
債務者　細山　　淳
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５号
東京都板橋区大山東町８―２
債務者　手塚　理則
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８号
東京都町田市原町田３丁目12番17号サンイング町田301
債務者　成瀬　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１５号
大阪府寝屋川市上神田１丁目２番11号
債務者　石田　琢美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１４号
大阪市東淀川区小松４丁目１番２―516号
債務者　香山文子こと　金　　徳妍
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３１１号
福岡市東区香椎駅前３丁目17番21―412号
破産者　伊藤　史義
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４号
大阪府羽曳野市野々上５丁目２番２号
破産者　寺岡　徳子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
大阪府羽曳野市尺度382番地の５
破産者　寺岡　千代
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７２号
堺市東区北野田384番地11
破産者　野田　　修
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７３号
堺市東区北野田384番地11
破産者　王　　琴音
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６８７号
福岡県福岡市中央区笹丘３丁目20番６―101号
破産者　由岐中利彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２１号
福岡県春日市春日原北町３丁目23番地フクエイビル402号
破産者　西岡　康博
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１２号
札幌市豊平区西岡５条11丁目20番23号　ＷＩＮＤＳ―Ａ号
破産者　緑川　謙志
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
埼玉県越谷市柳町４番23号、破産手続開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷５丁目８番地20
破産者　元田　達彦
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係